

山ノ内町パブリックコメント制度（町政への意見提出手続）結果公表案件

1. 意見募集の概要

1. 案件名	山ノ内町空家等対策計画（案）について
2. 募集期間	平成31年2月5日（月）～平成31年2月22日（金）
3. 意見等の 受付件数	1人 4件 （提出方法の内訳：郵送0人 FAX0人 電子メール1人 持参0人）
4. 所管部局 （問い合わせ先）	建設水道課 計画監理係 TEL:0269-33-3114（直通） FAX:0269-33-4527 電子メール:kensetsu@town.yamanouchi.lg.jp

2. ご提出いただいたご意見と町の考え方

※提出された意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

内 容	ご提出いただいた 意見等の概要	町の考え方
相続登記の促進 について	相続は被相続人が死亡した後に発生するものであり、生前に引き継ぐ場合は贈与となることから、4段目の「生前又は」を削除すべきではないか。	ご意見のとおり、「生前又は」の表現を削除いたします。
「過失なく所有者等を確認できない」について	「過失なく所有者等を確認できない」の内容が不明であるため、注記表示をお願いしたい。	「過失なく所有者等を確認できない」に係る説明を注記により追記します。
空家等の所有者 特定フローにつ いて	フロー内の「登記していない場合」と「使用できない場合」に続く処理を表記いただきたい。	土地登記がされていない、課税情報の目的外使用ができない場合、土地登記及び課税情報から所有者の特定を行わないことから続く処理に係る表記は行いません。
特定空家等認定 後の流れ図につ いて	図の最下欄の「略式代執行」内の所有者の表現が異なっている。 また、略式代執行を行った場合、所有者等に費用請求を行うこととなるが、フローに記載がないため、表記した方が良いのではないかと。	所有者の表現が「所有者等」と「所有者」となっておりましたので、「所有者等」に統一し修正します。 略式代執行等を行った際の所有者の費用請求については、P30の「エ行政代執行」及び「オ所有者不明の特定空家等に対する略式代執行」内において費用請求することを明記しているため、改めてフロー内への表記は行いません。